

【刑法】

問題

以下の【事例1】及び【事例2】を読んで、後記〔設問1〕及び〔設問2〕について答えなさい。

【事例1】

甲（67歳、男性）は、以前に生活費を得るために通行人から金品を奪い去った罪で服役し、刑務所を出所したばかりであったが、出所後もなかなか再就職が決まらず、生活に苦しんでいた。そこで、わざと軽い罪で捕まって刑務所に服役し、生活費の負担から免れようと考えて、公園内で置き引きを行うことにし、某日午後2時ごろ、自宅の近くにあるA公園に赴いた。A公園のベンチには、会社員の乙（32歳、男性）が座っており、甲が乙の様子をしばらく見ていたところ、乙は用を足すために、ベンチの上に乙所有のビジネス鞆（以下、「本件ビジネス鞆」とする。）を置いて、ベンチから約10メートル離れた公衆トイレへと向かった。乙がトイレの中に入っていくのを確認した甲は、乙がトイレから戻ってくる前にこれを持ち去ろうと考え、足早に乙が座っていたベンチに近づき、本件ビジネス鞆を手にとって公園を立ち去った。このとき甲は、すぐに付近のB交番に自首をするつもりであり、本件ビジネス鞆やその中身を、証拠品として警察に提出する以外の目的で使用するつもりは一切なかった。その5分後、用を足した乙はベンチに戻ってきたが、すでに本件ビジネス鞆は持ち去られており、甲の姿も見えなくなっていた。

〔設問1〕 【事例1】における、甲の罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

【事例2】（【事例1】の事実に続けて、以下の事実があったものとする。）

乙が、盗難の被害の相談をしようとしてB交番に赴いたところ、B交番の近くで、甲の姿を発見した。甲は、自首をすることが急に怖くなり、立ち往生をしているところであった。乙は、甲が手にしている鞆が、自分のビジネス鞆と色や形が同一であることから、甲が置き引きの犯人に違いないと確信したが、いきなり甲に問い詰めても、はぐらかされたり、場合によっては危害を加えられたりする恐れ

があると感じた。そこで、乙は、甲に背後からこっそり近づき、甲の不意を突いて、一瞬のうちに甲の手から鞆を奪還し、全速力で走ってその場から逃げ去った。

〔設問 2〕 【事例 2】において、乙に窃盗罪（刑法 235 条）が成立するという立場と、成立しないという立場から、それぞれどのような説明が考えられるかを論じなさい。なお、自らの見解を問うものではない。

※解答用紙の記入に際しては、設問 1、設問 2 と見出しをつけて記入しなさい。